

申請期間 11/15(水)～12/28(木)

令和5年度  
広島市公共交通事業者等  
支援事業

申請手引き

令和5年11月

## ～ 目 次 ～

- 1 支援金の概要
  - (1) 目的
  - (2) 対象事業者（支給要件）
  - (3) 対象車両（支給要件）
  - (4) 対象旅客船（支給要件）
  - (5) 支給額算定方法

【用語の定義】
- 2 申請手続き等
  - (1) 提出書類 【事業別提出書類】
  - (2) 申請受付期間
  - (3) 申請方法及び注意事項
  - (4) 問合せ先
- 3 支援金の支給
  - (1) 提出書類の受理
  - (2) 書類審査
  - (3) 支給決定・通知
  - (4) 支援金の支給
- 4 支給決定の取消し及び支援金の返還
- 5 調査等への協力
- 6 その他
- 7 提出書類について
  - (1) 申請書
  - (2) 誓約書

## 1 支援金の概要

### (1) 目的

原油価格高騰の影響を受け、依然として厳しい事業環境にある広島市の公共交通事業者等の事業継続を支援することを目的とする。

### (2) 対象事業者（支給要件）

広島市内に本店、支店、または営業所等（以下「営業所等」という）を置き、次に掲げるいずれかの対象事業を行う事業者であること。

#### ◎対象事業

##### （乗合バス事業）

- ① 広島市内を発地または着地とする路線を運行する一般乗合旅客自動車  
運送事業（乗車定員11人以上の車両による事業のみ）

※乗車定員11人未満の車両はタクシー事業として取り扱います

##### （貸切バス事業）

- ② 一般貸切旅客自動車運送事業

##### （タクシー事業）

- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業（個人・福祉輸送事業限定・乗車定員  
11人未満の車両による一般乗合旅客自動車運送事業を含む）

##### （旅客船事業）

- ④ 市内を起点または終点とする航路を運航する一般旅客定期航路事業・  
旅客不定期航路事業

##### （トラック事業）

- ⑤ 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送を含む）・特定貨物自動車  
運送事業・貨物軽自動車運送事業

※特殊自動車、被けん引、二輪及びタクシー車両は除く

### (3) 対象車両（支給要件）

令和5年6月から令和5年9月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局広島運輸支局に対象事業の用に供するために広島市内の営業所等で届出がされている車両。

### (4) 対象旅客船（支給要件）

令和5年6月から令和5年9月の各月初めの時点で国土交通省中国運輸局に対象事業の用に供するための認可を受けている船舶。

## (5) 支給額算定方法

各月補助単価（令和5年6月～9月）×対象車両台数 または 対象旅客船トン数

※各月単価は、令和5年5月を基準月とした各月の燃油費高騰率を基に実行委員会が算定

※1回あたりの支援額は千円未満切り捨て

※各月補助単価は実行委員会ホームページに掲載いたします。

### ・支給種別

事業	区分	申請単位
乗合バス事業	—	台数
貸切バス事業	—	台数
タクシー事業	LPガス	台数
	LPガス以外	
旅客船事業	—	トン数
トラック事業	普通自動車	台数
	小型自動車	
	軽自動車	

※タクシー事業の区分は自動車検査証（車検証）の燃油の種別をいう

※トラック事業の区分は自動車検査証（車検証）の自動車の種別をいう

### 【用語の定義】

- 一般乗合旅客自動車運送事業：道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう
- 一般貸切旅客自動車運送事業：道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう
- 一般乗用旅客自動車運送事業：道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう  
※国自旅第169号通達（平成18年）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を含む
- 一般旅客定期航路事業：海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定する一般旅客定期航路事業をいう
- 旅客不定期航路事業：海上運送法（昭和24年法律第187号）第21条の規定する旅客不定期航路事業をいう
- 一般貨物自動車運送事業：貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に

規定する一般貨物自動車運送事業をいう（第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送を含む）

- 特定貨物自動車運送事業：貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう
- 貨物軽自動車運送事業：貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう
- けん引車両について、特種は対象、特殊は対象外。

## 2 申請手続き等

### (1) 提出書類

必要な資料の項目	具体的な内容
ア) 申請書	詳細は9ページをご確認ください。
イ) 誓約書	詳細は10ページをご確認ください。
ウ) 対象事業者であること及び対象車両台数又は対象旅客船トン数が分かる書類 ※対象業種別に提出書類が異なります	詳細は6ページ「事業別提出書類」をご確認ください。
エ) 振込先口座の通帳の写し	通帳の表紙の写しと、表紙をめくった次のページ（金融機関コード、店番、口座番号、カタカナ表記の口座名義名が刻印されているページ）の写しを添付してください。 【ネットバンキングで通帳がない場合】 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面 (注) ・振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。（法人の場合は当該法人名義） ・日本国内の口座に限ります。

【事業別提出書類】

※令和5年1月4日以降の自動車検査証は電子化されております。(電子)自動車検査証の場合は出力された「自動車検査証記録事項」の写しをご提出ください。

(令和5年1月3日以前の車検証をお持ちの方はその写しをご提出ください。)

対象業者	提出書類の項目／具体的な内容
① 乗合バス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般乗合旅客自動車運送事業の免許状又は許可書の写し</li> <li>※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。</li> <li>(変更状況がわかる書類の例)</li> <li>一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書</li> <li>一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書</li> <li>輸送実績報告書(R4)の写し(車両数のわかる頁)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
② 貸切バス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般貸切旅客自動車運送事業の免許状又は許可書の写し</li> <li>※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。</li> <li>(変更状況がわかる書類の例)</li> <li>一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更認可申請書</li> <li>一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書</li> <li>輸送実績報告書(R4)の写し(車両数のわかる頁)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
③ タクシー事業	<p>対象事業者であることが分かる書類 下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し、譲渡譲受の認可書の写し</li> <li>個人事業主：一般乗用旅客自動車運送事業の許可書、通知書、変更通知書、譲渡譲受の認可書のいずれかの写し</li> <li>・広島運輸支局から交付された証明書(証明願による申請が必要です)</li> </ul> <p>※燃油種別がLPガス以外の車両、福祉限定車両の場合は自動車検査証(申請時点において有効なもの)の写しをご提出ください。</p> <p>※支援金対象期間において事業用自動車の数に変更があった場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。</p> <p>(変更状況がわかる書類の例)</p> <p>事業計画変更認可書・届出書の写し</p>
④ 旅客船事業	<p>広島県旅客船協会の情報と照合するため不要。</p>
⑤ トラック事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証(申請時点において有効なもの)の写し及び(車検証の枚数にて所有車両数の判断とします。)</li> </ul> <p>下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物自動車運送事業の免許状又は許可書の写し</li> <li>・上記を紛失した場合は広島運輸支局から交付された証明書(証明願による申請が必要です)</li> <li>・譲渡譲受の認可書の写し</li> <li>・広島運輸支局で受理された貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し</li> </ul> <p>※支援金対象期間において事業用自動車の数の変更を行った場合は、変更状況がわかる書類を併せて提出してください。</p> <p>(変更状況がわかる書類の例)</p> <p>一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書 一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更事前届出書 一般貨物自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更認可申請書 貨物軽自動車運送事業経営変更届出書 など</p>

## (2) 申請受付期間

支援対象期間	受付期間(消印有効)	振込期間
令和5年6月1日～令和5年9月30日 (4ヵ月分)	令和5年11月15日～ 令和5年12月28日	令和5年 12月下旬～2月上 旬(予定)

## (3) 申請方法及び注意事項

申請方法は、郵送での申請となります。(ご事情により持参も承ります。)

※郵送の際の送料は申請者負担です。差出人の住所、氏名を必ずご記載下さい。

※郵送の際は配達状況の追跡が可能な簡易書留又はレターパックによる提出をお願いします。

【宛先】 〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階

広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局 宛

### ≪その他の注意事項≫

- 提出書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合、審査担当者から連絡させていただきます。申請書には必ず、日中(9時30分～17時)に対応可能な連絡先の記入をお願いします。なお、軽易な不備については、申請者の了解を得て補記修正することがあります。
- 提出書類が全て確認できなければ、支給のための審査ができません。提出前に書類が揃っているかご確認をお願いします。  
なお、審査後は、提出書類を一切返却いたしませんので、ご注意ください。

## (4) 問合せ先

広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会事務局

電話番号：082-545-1501

開設時間：9:30～12:00、13:00～17:00(月～金曜日)

※土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は除く

### 3 支援金の支給

#### (1) 提出書類の受理

P5, P6をご確認頂き、提出書類をご郵送にて提出持参ください。（ご事情により持参も承ります。）なお、提出書類に不備があった場合は受理できません。

#### (2) 書類審査

提出書類の内容を審査のうえ、適正と認められるときは支援金の支給を決定します。

#### (3) 支給決定・通知

- 支給決定した申請者へは交付決定通知書を送付します。
- 支援金の支給対象とならないと判断した場合は、不交付決定通知書を送付します。

#### (4) 支援金の支給

交付決定通知書の送付後、約1か月以内を目途に申請いただいた口座に振り込みますので、提出書類の控えをお手元に保管していただくようお願いいたします。

### 4 支給決定の取消し及び支援金の返還

支援金支給後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の支給決定を取消し、事務局の指定する期日までに全額返金いただきます。なお、本支援事業は広島市の補助金を受けて実施する事業であるため、支援金の返還に伴い広島市から「広島市補助金等交付規則」に基づく加算金や延滞金を求められた場合は、原因者である申請者に請求させていただきます。

### 5 調査等への協力

支援金の適正な支出のため、必要に応じて申請者に対し、調査、報告、是正その他必要な措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。

### 6 その他

- 提出書類に不備があった場合、事務局から申請者に連絡します。指定する期限までに不備を解消されなかった場合は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- 個人情報の取り扱いに関して、広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会が事務を委託する事業者と共有します。（本支援金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 提出書類の内容について、必要に応じて所管官庁等へ照会する場合があります。（本支援金の審査・支給に関する事務に限る。）
- 提出書類に記載された情報を国、広島県、市町、警察本部、税務機関に提供することがあります。
- ご提出いただいた提出書類に記載された情報は、本支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び誓約事項を除き、他の目的には使用しません。



## 7 提出書類

# (1) 申請書

※事業者ごとに申請してください。

## 令和5年度 広島市公共交通事業者等支援事業申請書

<受付番号>

広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会 御中  
(広島市公共交通事業者等支援事業事務局)

申請期間 11/15(水)~12/28(木)

広島市公共交通事業者等支援事業支援金を次のとおり申請します。  
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

申請日 令和5年 月 日

### 1 申請者の情報 (法人の場合は会社の所在地を、個人の場合は代表者の住所を記入してください。)

申請事業者	法人	個人事業主	法人番号 (13ケタ)																	
協会加入	有	所属協会名																		無
対象業種 (複数可)	①乗合バス事業		②貸切バス事業		③タクシー事業 (福祉限定)		④旅客船事業		⑤トラック事業											
申請事業者の情報	フリガナ																			
	住所	〒				郵便 通称														
	フリガナ																			
	会社名 (屋号)																			
	フリガナ																			
代表者名 (個人事業主名)							電話番号													
※旅客船事業者は船舶名と航路名を記入して下さい。										対象船舶名		対象航路名								

※通知書等は上記住所にお送りします。

連絡先	担当者名	フリガナ		部署名 または 代行会社名	
		氏名			
	メールアドレス			電話番号(※)	

※連絡先は、9時30分から17時に繋がる電話番号を記入して下さい。

### 2 月別対象車両数またはトン数

対象事業	区分	対象車両数 または 旅客船トン数			
		令和5年6月	令和5年7月	令和5年8月	令和5年9月
乗合バス事業	-				
貸切バス事業	-				
タクシー事業	LPガス				
	LPガス以外				
旅客船事業	(トン数)				
トラック事業	普通自動車				
	小型自動車				
	軽自動車				

※各月初めの時点の対象車両数またはトン数(旅客船事業)を記入して下さい。

### 3 振込先口座

※ゆうちょ銀行の方はQ & Aの記載例をご参照ください。

金融機関名		本・支店名	
預金種目	普通	当座	金融機関コード
口座番号			支店コード
口座カナ名義	右詰めで記入してください。		
口座名義(漢字)			

「事務局記入欄」

※通帳の表紙と裏紙をめくった次のページ(口座カナ名義が記載されているページ)両方の写しをご提出ください。

## (2) 誓約書

私は、「広島市公共交通事業者等支援金（以下「支援金」）」交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

### 1 反社会的行為に関して

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていません。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていません。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していません。

### 2 この申請に関して

- (1) 申請内容は事実に相違なく、支給要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。また、支援金の返還に伴い広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会から加算金や遅延金の納付を、特に命じられた場合は、これに応じます。
- (2) 広島市公共交通事業者等支援事業実行委員会から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、市または実行委員会等が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- (3) 国、広島県、市町、警察、税務機関から申請書類に記載された情報の提出を求められた場合には、提供することに同意します。

### 3 その他

- (1) 今後も対象事業を継続する意思があります。
- (2) 支援対象期間において、燃料費高騰分のすべてを運賃等に転嫁していません。

令和 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

印